

奥州市前沢B&G海洋センター

施設名	使用区分			基本使用料		附属設備の使用料	
				全面使用の場合	半面使用の場合		
体育館	1時間までごとに	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ・サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円
			その他の催しに使用する場合	一般	600円	300円	
			アマチュアスポーツ・サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	
		入場料を徴収する場合等	その他の催しに使用する場合	一般	1,200円	600円	
			アマチュアスポーツ・サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円	
			その他の催しに使用する場合	営利を目的とする場合	6,000円	3,000円	
ミーティングルーム	1時間までごとに			児童及び生徒	60円		暖房を使用するときは、1時間までごとに、基本使用料の額の2分の1の額を徴収する。
				一般	120円		
トレーニングルーム	1時間までごとに			児童及び生徒	320円	160円	
				一般	640円	320円	

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料を徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

使用区分			基本使用料		
			一般	児童及び生徒	幼児
プール	個人利用の場合(1人1回の入場につき)	午前9時30分から正午まで	250円	100円	50円
		午後1時から午後5時まで	250円	100円	50円
		午後5時30分から午後8時30分まで	250円	100円	50円
	貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合	2,470円		
		入場料を徴収する場合	4,950円		

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

使用区分			基本使用料	付加使用料
野球場	1時間までごとに	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに、110円徴収する。 4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。 5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。
			一般	
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒		
		一般		

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

使用区分		基本使用料
多目的グラウンド	1時間までごとに	児童及び生徒
		一般

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

使用区分			基本使用料	付加使用料
テニスコート	1面につき1時間までごとに	児童及び生徒	110円	照明設備を使用するときは、1面につき30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。
		一般	220円	
練習用テニスコート	1時間までごとに	児童及び生徒	50円	
		一般	110円	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

使用区分			基本使用料	付加使用料
パークゴルフ場	1人1回につき	児童及び生徒	110円	パークゴルフ用具を使用するときは、1人1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1)児童及び生徒 50円 (2)一般 110円
		一般	220円	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。